

一般材についての検査方法

全部改正：平成19年11月15日農林水産省告示第1416号

一般材（製材、集成材、単板積層材、構造用パネル及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材を除く。）についての検査は、各個に行う。

改正文（平成19年11月15日農林水産省告示第1416号）
平成19年11月19日から施行する。